助成金スタートからフィニッシュまでのフローチャート（一例）

社会保険労務士法人渡邊人事労務パートナーズ　30年7月1日現在

助成金	適用事業主	就業規則	ハローワークによる募集	条件	助成金支給条件	労働条件	助成金受給
キャリアアップ（有期労働者転換コース） **①有期→正社員：1名57万円** **②有期→無期：1名28万5千円** **③無期→正社員1名28万5千円**	雇用保険適用事業所となる	就業規則に規定を行う 1．正社員への転換 2．健康診断受診	キャリアアップ計画書を提出	有期労働契約者であること（6か月以上3年未満勤務者）	正社員または無期労働者に転換	有期から正社員・無期転換の際賃金5%以上アップが必要	転換6か月経過後に申請 ・生産性向上が認められる企業は増額 ①1名57万円→生産性向上で**72**万円 ②1名48万5千円→生産性向上で**36**万円 ③1名58万5千円→生産性向上で**36**万円
キャリアアップ（有期労働者健康管理コース）38万円			キャリアアップ計画書を提出	有期労働契約者であること（定期健康診断の対象者でないこと）	有期労働者に健康診断を受けさせる（4名以上）	変更不要	1事業所につき 健康診断終了後**38万円** 生産性向上が認められる企業は**48**万円
人材開発支援助成金（有期労働者人材育成コース） **受講経費・賃金の補助**			人材育成計画書を提出（3か月～6か月） ・訓練計画書を事前に提出	①有期労働契約者であること、②対象労働者をジョブカードセンターでキャリアコンサルティングを受けさせること	有期実習型訓練（OJT＋OffJT）を受講させる	変更不要	OJT：賃金補助 1人1時間**760円**（生産性向上企業**960円**） OFFJT： ①賃金補助1人1時間**760円**（生産性向上企業**960円**） ②経費補助 訓練時間に応じて**10万円～30万円** （訓練終了後正社員転換の時**15万円～50万円**）
特定求職者雇用開発助成金 **40万円～240万円**		ハローワーク経由で求人	特定求職者雇用開発助成金とは（助成金額） 1．母子家庭の母の雇用（**60万円**） 2．高齢者の雇用60歳～64歳（**60万円**） 3．高齢者の雇用65歳以上（**70万円**） 4．障害者の雇用（**80万円～240万円**）		試採用（トライアル雇用） 3か月 毎月4万円 計12万円	正採用	6か月経過 **30万円** 1年経過 **30万円** 6か月毎 **30万円×所定回数** 支給額60万円の時は1年で終了
トライアル雇用奨励金 **12万円**			1．就業業務に関し未経験の者の採用 2．離転職を繰り返している者の採用 3．直近1年を超えた離職者の採用 4．母子家庭の母		試採用（トライアル雇用） 毎月4万円 計12万円	正採用	3ヵ月経過後 12万円（1月4万円×3ヵ月） 上記特定求職者雇用開発助成金と併せて受給することも可能です
65歳超雇用推進助成金 **25万円～140万円**			対象労働者の存在（60歳以上64歳未満の無期契約労働者がいること）	社労士と業務委託契約を締結	就業規則の改定 1．定年の廃止 2．定年年齢引上げ（66歳以上） 3．継続雇用制度の導入		対象労働者が1名～2名の場合で定年年齢を66歳以上にしたケース （1）引き上幅5歳未満：**25**万円 （2）引き上げ幅5歳以上：**40**万円